

令和5年度城陽市奨学生募集要項

(資格) 次の1～5のすべてに該当する人

- 1 高等学校又は高等専門学校の第1学年に在学する人
- 2 学力優良である人(中学校最終学年の学習成績の評定の平均が、5段階で3.0以上の人。ただし選択科目は除く)
- 3 学資支出が困難な状況にある人(所得基準についてはお問い合わせください)
- 4 保護者が市内に住所を有する人
- 5 他の奨学金制度(貸付型を含む)などを受けていない人

(交付額) 50,000円(1人1回限り)

(募集人数) 10人以内(予算の範囲内)

(募集期間) 令和5年6月1日(木)～令和5年6月30日(金)

(申請方法) 下記の申請書類を城陽市教育委員会教育総務課(城陽市役所西庁舎)に提出

- 1 城陽市奨学生願書(様式第1号)
- 2 出身中学校長の推薦を受けた城陽市奨学生推薦書(様式第2号)
- 3 保護者及び20歳以上の世帯員の市民税課税証明書(税務課市民税係で取得)
- 4 世帯全員分の住民票の写し(続柄の記載されているもの)(市民課で取得)
- 5 口座振替依頼書

(決定・交付時期)

- 7月上旬 審査の上交付可否を決定
- 7月中旬 申請者全員に交付可否を通知
- 7月末 交付決定者に振込

(取消) 1 交付までの間に、次の場合に該当したとき

- ①保護者が市外に住所を移したとき②退学したとき③停学その他の処分を受けたとき
- 2 交付前・交付後に関わらず、年度内に他の奨学金制度等を受けることとなったとき

(返還) 交付を受けた人が次の場合に該当するときは、既に交付した奨学金を返還していただきます。

- 1 上記の「取消」の理由に該当するとき
- 2 虚偽又は不正の手段により交付を受けたとき

(申請・問い合わせ先)

〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地(城陽市役所西庁舎)
城陽市教育委員会 教育総務課
電話(0774)56-4003 FAX(0774)56-0801